

法人・個人事業主の皆様
住宅ローンをご利用の皆様

平成26年2月
興産信用金庫

金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給すること、並びに地域の中小企業に対する経営相談・経営指導や経営改善支援を行うことが地域金融機関にとって最も重要な役割であると認識し、以下に定める方針に則り、その実現にむけ真摯に取り組んでまいります。

1. 取組み方針

- (1) お客様の経営実態等を踏まえて、新規融資や貸付条件の変更等を適切に行うよう努めます。
- (2) お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を適切に行うよう努めます。
- (3) 与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うよう努めます。
- (4) お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切かつ十分に行うよう努めます。
- (5) お客様からの保証契約に関する相談等に対して、平成25年12月5日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（公表後の改定内容を含む）に基づき適切に対応するよう努めます。
- (6) その他与信取引に関し、地域密着型金融を推進するために必要な措置を適時・適切に講じるよう努めます。

2. 金融円滑化措置の適切な実施に向けた態勢整備

上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢を整備いたします。

- (1) 金融円滑化管理規程の制定
- (2) 金融円滑化管理責任者等の選任
- (3) 相談・苦情窓口等の設置
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための体制の整備
- (5) その他金融円滑化に必要な体制の整備等

3. 他の金融機関等との緊密な連携

- (1) 複数の金融機関から借入れを行っているお客様から返済条件の変更等の申し出があった場合には、他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図ります。

- (2) お客様の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ります。
- (3) 3項の(1)を実施する際には守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながらお客様の資金繰りや金融の円滑化に努めます。

尚、ご返済条件の変更等に関する相談・苦情等がございましたら、現在お取引いただいている取引店または下記本部窓口までお申し付けください。

ご相談窓口	各 営 業 店
又は本部窓口	リスク管理部 (0120-53-0775)
受付時間	平日午前9時～午後5時